

## 契約約款の一部改正について

次の契約約款について、一部を改正しましたのでお知らせします。

- (1) 物品供給契約約款（以下、「【物品供給】」という。）
- (2) 物品製造（印刷製本）請負契約約款（以下、「【物品製造】」という。）
- (3) 委託契約約款（以下、「【委託】」という。）
- (4) 設計・測量等委託契約約款（以下、「【設計・測量】」という。）
- (5) 修繕請負契約約款（以下、「【修繕】」という。）
- (6) 賃貸借契約約款（レンタル）（以下、「【賃貸借（レンタル）】」という。）
- (7) 賃貸借契約約款（以下、「【賃貸借（リース）】」という。）
- (8) 電力供給契約約款（以下、「【電力】」という。）
- (9) 売払契約約款（以下、「【売払】」という。）

### 1 改正概要

平成22年4月1日、本市契約において独占禁止法違反が認められた場合に契約の相手方に課される損害賠償規定を強化するため、横浜市契約規則及び各種約款の改正を行いました。

この改正には、契約の相手方以外の者に対する排除措置命令等であっても、当該契約の相手方に独占禁止法違反行為が認められた場合には損害賠償の対象とすることが含まれていました。しかし、当時改正した約款の文言だけではこの点が十分に明確ではありませんでした。

そこで今回、規定の趣旨を分かりやすく示すことを目的として文言を整理し、契約の相手方が課徴金減免制度の適用を受け、排除措置命令等を受けなかった場合であっても、当該契約において独占禁止法違反行為が認められれば損害賠償の対象となることを明確化します。

### 2 改正条文

- (1) 【物品供給】第30条の2
- (2) 【物品製造】第35条の2
- (3) 【委託】第44条の2
- (4) 【設計・測量】第48条の2
- (5) 【修繕】第32条の2
- (6) 【賃貸借（レンタル）】第21条の2
- (7) 【賃貸借（リース）】第26条の2
- (8) 【電力】第29条の2
- (9) 【売払】第23条の2

### 3 適用開始日

令和8年4月1日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積通知）に係る契約について適用します。

### 4 その他

改正後の各種契約約款については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」から御覧ください。

また、それぞれの契約の「誘引」の日により、適用する契約約款が異なりますので、契約書作成のためにダウンロードする際は御注意ください。

※適用する約款が誤っている契約書については、綴じなおしをお願いすることとなりますので、御留意くださいませ。